



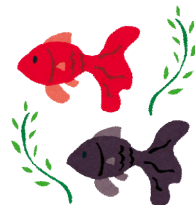
上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第214号



所長
上川路 長生

ごあいさつ

宣戦布告

九州北部の大分、福岡両県を襲った記録的豪雨は、平成5年の鹿児島8.6水害を想起させるものがありました。『数十年に1度』が5年間で2度という大きな被害に見舞われた大分県日田市のことは他人ごとではないのです。想定外の被害が全国各地で起きており、南九州でも同様の豪雨の可能性はあって、早めの避難の徹底を心に刻んでおくことです。梅雨が明け日本各地で猛暑が続いています。気象庁では、平年を上回る暑さが8月中旬まで続くとの予報を出しました。連日、列島各地で熱中症になり病院へ搬送の報道です。各自対策を十分にしておきたいものです。

聖路加国際病院の名誉院長の日野原重明さんが105歳で亡くなりました。医師として生涯現役を貫いて、晩年になっても執筆や講演で飛びまわりスーパー高齢者といわれました。ベストセラーになった『生き方上手』では、健康長寿の伝道師として、シニア世代の多くの人々に影響を与えました。日本は世界の先端を走る長命社会といわれ、この中でどのように生きるかについて身をもって示した長寿のカリスマでした。

大相撲名古屋場所で、白鵬が39度目の優勝を果たし優勝回数を自身の歴代最多記録を更新しました。13日目に歴代単独最多とした通算勝利数は1,050に達しました。白鵬は、「3年後の東京五輪まで1場所ずつ頑張って、幕内千勝さらに横綱千勝という記録をめざしたい」と意欲満々に語っていました。連日満員御礼で大相撲人気に火が付き、前売りも1時間半でなくなるほどで『若・貴フィーバー』といわれた1990年代以来の盛況ぶりです。不祥事続きでどん底を見た大相撲を支えたのが白鵬でした。相撲界は今後もおごらず、緩まず、進取の気風でファン開拓を続けて欲しいものです。

安倍内閣の支持率の下落が止まりません。世論調査では、第2次安倍内閣発足後で最低の30%を切るまで落ち込んで、『危険水域』に達したと警戒の声が広がっています。安倍首相は8月3日に実施した内閣改造・役員人事で、支持率アップにつなげようと必死です。安倍政権にとって今回の人事で失敗すれば致命傷になりかねないだけに、堅実な布

目次

ごあいさつ “宣戦布告”	…1P
税務カレンダー	…2P
2017年8月の経理・税務チェックリスト	…3P
コラム “夏冷えていませんか？”	…3P
会計・税務のQ & A	
“災害に関する税制上の措置”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
職員コラム~PART2~ 今月の担当:有島 巧	…6P
お客様情報 “総合施設 南風園”	…7P
第27回KMCセミナー(医療編)のご案内	…7P
随想 “『研究を経営する博士の怒の心』 上川路美恵野”	…8P

陣で政権浮揚につなげたいと慎重に人選を進めたのです。『米帝との長い戦いもいよいよ最終局面に突入した。我々の警告を無視してきた米帝に対して、明白に教えてやる時が来たのだ…』北朝鮮の金正恩委員長が、国営放送を通して米トランプ政権に向けて『宣戦布告』したのは、7月5日でした。その軍事挑発前日には、ICBM(大陸間弾道ミサイル)『火星14号』の発射実験を強行したのです。そして7月29日深夜に、米本土が射程に入る2回目の実験を成功させました。米朝開戦の悪夢はそこまで迫ってきています。

そんな最中に防衛相としての資質に何度も疑問視されてきた安倍首相の“秘蔵っ子”と呼ばれた稲田朋美防衛相が辞任しました。将来の最初の女性首相候補と期待された稲田氏の退陣に安倍首相の任命責任が問われています。稲田氏が辞任した同じ日に、直前まで舌鋒鋭く安倍政権の失政を攻撃していた民進党代表蓮舫氏が電撃辞任しました。都議選大敗を受け野党第1党はなぜ敗れて政権の受け皿になれなかったのか再生は険しい道のりといえます。

東芝の決算書にあらた監査法人が『不適正意見』をつけるのではといわれます。その時は東京証券取引所の判断で上場廃止もあります。日立と並び日本を代表する巨大電機メーカー東芝の失敗は、日本経済の活性化につなげるために学ぶことは多いのです。(平成29年8月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・

6月決算会社申告書提出



2017年8月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月31日まで

- ・ 6月決算法人の確定申告
- ・ 12月決算法人の中間申告（半期分）
- ・ 消費税、地方消費税の中間申告
 - 9月決算法人 第3四半期分
 - 12月決算法人 第2四半期分
 - 3月決算法人 第1四半期分

- ・ 3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・ 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・ 個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月中において各都道府県の条例で定める日

- ・ 個人事業税の第1期分の納付

8月中において市町村の条例で定める日

- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

8月10日まで

- ・ 源泉所得税の納付
- ・ 住民税の特別徴収税額の納付





業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

随時改定の反映(4月昇給の場合)

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

夏祭りへの寄付金

各地で夏祭りや納涼イベントが催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金か交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

中間決算棚卸の準備

3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

税務調査対策

税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

コラム

夏冷えしていませんか？

暑い夏を快適に過ごすために、冷房をかけすぎたり、冷たい飲み物を摂りすぎたりしていませんか？その冷やしすぎが夏の疲れの原因になっているかもしれません。今回はその症状と対策をご紹介します。

体温の調節は『自律神経』が行っています。夏の「冷え」はこの調節がうまくいかなかった時に起こり、疲労や倦怠感をもたらします。



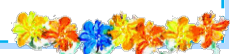
夏の冷えがもたらす様々な症状

腰痛 頭痛 肩こり
痛み増強 便秘・下痢
血流悪化・代謝低下
胃腸の働き低下
からだのだるさ



原因

夏は冷房が効きすぎた屋内と猛暑の屋外を頻繁に出入りすることで、体温を調節する自律神経のバランスが乱れやすくなる
冷たいものの摂り過ぎ、暑さ、ストレスなどは胃腸機能を低下させ、食欲の低下、食事内容があっさりしたものに偏るなど、食事から必要な栄養素が摂れなくなる
暑さで寝苦しく睡眠が充分にとれない



対策

- 冷房でからだを冷やしすぎない
- 休養と睡眠を充分にとる
- 栄養が偏らないようにする
- 冷たいものの摂り過ぎは避ける



ビタミンB1補給

疲れた時には細胞のエネルギーの産生が低下しています。エネルギーの産生に重要な働きをするビタミンB1を補うようにしましょう。食事からの摂取が不十分なときには、夏の疲れ改善にビタミン剤を服用するのもひとつの方法です。

会計・税務のQ & A!



テーマ 『 災害に関する税制上の措置 』

九州北部豪雨から1カ月が経過しました。また、先日発生した台風5号は、史上3位の長寿台風となり、各地に影響をもたらしました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

これまで大規模な災害が発生した場合には、その都度、税制措置が設けられてきましたが、近年災害が頻発していることを踏まえ、平成29年度税制改正において常設化されることとなりました。

万が一、被災した場合にどのような措置があるのか見ていきましょう。

【 改正の背景 】

被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の措置が常設化されることになりました。

【 災害とは 】

震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

災害に関する税制上の対応

全ての災害に適用される主な措置

住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除には、控除を受ける住宅に居住していることが要件となっているため、災害により居住することができなくなった場合、現行制度では、被災した年は控除が受けられますが、翌年以降は控除が受けられなくなります。そこで、災害により居住することができなくなった年以後も本税額控除の適用を受けられるよう見直しが行われました。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当しない年までの各年に限られます。

被災した住宅やその敷地、又はその敷地に新たに建築した建物等を事業や賃貸の用、親族等に対し無償貸付した場合
被災した住宅・敷地を譲渡し、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」
又は「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受ける場合
新たな住宅を取得し、住宅ローン控除の適用を受ける場合

財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例

勤労者が、次に掲げる「災害等の事由」が生じた日から1年を経過する日までに、災害等に起因した財形非課税貯蓄の払出しを行う場合、目的外の払出しには該当しないとみなし、払出しに係る利子等の課税や、払出しの日前5年以内における利子等の遡及課税は行われないうこととなります。ただし、勤労者の住所地の所轄税務署長の確認を受けた場合に限りです。

災害等の事由

勤労者が居住の用に供している家屋であってその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。

勤労者が支払った医療費で、その者又はその支払の時ににおいてその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払ったものの金額が200万円を超えたこと。

勤労者が配偶者と死別等をし、所得税法に規定する一定の寡婦又は寡夫に該当することとなったこと。

勤労者が特別障害者に該当することとなったこと。

勤労者が雇用保険法に規定する特定受給者資格者又は特定理由離職者に該当することとなったこと。

災害損失の繰戻しによる法人税額の還付

災害のあった日から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間(以下「災害欠損事業年度」)において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の前1年(青色申告書の場合、前2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付請求することができることとされました。

災害損失金額とは

災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額をいいます。災害損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた、滅失等による損失の額、原状回復等のための費用に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額の合計額をいいます。(保険金、損害賠償金等により補てんされるものを除きます。)

仮決算の中間申告による所得税額の還付

災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額で、その中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額(災害損失金額を限度)を還付することとされました。

法人税・消費税の中間申告書の提出不要

法人税・消費税の中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

災害を指定して適用される主な措置

被災者の生活再建に資する措置

「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用

- ・住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例
- ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
- ・被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
- ・建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

事業者の再建等に資する措置

「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用

- ・買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
- ・消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

他法令の仕組みを前提としている措置

- ・被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例(被災市街地復興特別措置法)
- ・事業承継税制(相続税・贈与税)における事業継続要件等の緩和
(一部の要件について中小企業信用保険法が前提。その他の要件について、全ての災害に適用。)
- ・公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税(激甚災害法)

主な改正事項を掲載しましたが、その他の改正事項や詳細に関しては、財務省のホームページより「平成29年度税制改正の大綱」をご確認ください。

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです

退職金制度の導入状況と企業の付加価値

雇用環境は景気動向を反映して変化します。

景気回復によって人材不足感が高まっていることから、多くの企業は賃上げなど
労働条件の引き上げによって人材の確保、既存の従業員の定着率向上を図っています。

～「東京都労働相談センター」調べによる退職金制度の有無（平成26年度版）～

規模区分	退職金制度あり	退職金制度なし	無回答
調査産業計	78.9%	20.0%	1.1%
10～49人	77.6%	21.2%	1.2%
50～99人	83.9%	15.3%	0.8%
100～299人	82.5%	17.5%	



支給基準を見直す際のシミュレーション

自社の退職金の支給額と「同業種・同規模・同地域の退職金の支給額や中退金の支給基準」を比較します。

1. 「退職金基準額」を決定します（自社の年齢構成や定着率を考慮して決定）
2. 算出基準を設定して、**功績倍率・年功倍率**の算定をする

退職金規程書、就業規則等のひな形をご希望の場合は担当者まで申し付け下さい



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

職員コラム

～PART2～

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつおすすめ
のスポットや憧れの場所などを紹介していきます。
お出かけの際の参考にいただければ幸いです

おすすめスポット（あこがれの場所・行きたいところ）
：レトロな自動販売機を巡る旅

皆様は、うどん・そば・ラーメンの自販機をご存知でしょうか。これはカップラーメンの自販機ではなく、自販機内で調理され、提供されるものです。昭和40



年から50年代に開発されたもので、他にもハンバーガーやトーストの自販機があります。最盛期には日本全国で数千台稼働していたそうですが、主な設置場所であった街道沿いのオートスナックも現在ではほとんど見られなくなり百台前後の稼働となっているようです。



今月の担当：経営支援部 **有島 巧**



私は近いうちに全国各地に点在する昭和を醸し出すレトロな自販機を巡る旅に出たいと考えています。自販機だけでなく未だ知らない、あるいは忘れかけていた日本の魅力に出会う旅にしたいものです。



総合施設 南風園

私たちは、「明るく生き生きと、その人らしい生活が送れるよう支援し、地域社会に貢献する」という理念のもと、より柔軟で幅広い地域に根差した介護を目指しています。
一人でも安心して住み続けることができる所はないだろうか？
介護保険って難しくよく分からない…、
急に遠出することになったけど、お母さん一人を家に残して行くのは心配…、
そんな様々なお悩みにお答えし、地域の中で地域と共に安心・安全な生活を送れるように、

小規模多機能居宅介護 南風園

通い・宿泊・訪問等々、住み慣れた家で暮らしながら、様々なサービスをあなた好みの形で実現します！

居宅介護支援事業所 南風

より良いサービスの選択をご家族や利用者さんの立場に立って、一緒に考えます！



サービス付き高齢者向け住宅 南風園

家賃 35,000円 ~ 70,000円まで、いろいろなタイプのお部屋があります。キッチン・浴室付きのお部屋も！

訪問介護事業所 南風園

“おはよう”から“おやすみ”まで、利用者さんの住宅での生活を、家族のように支えたい！

総合施設 南風園

〒891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津2887-1
TEL 0997-84-0811 FAX 0997-84-0875



有限会社 上川路マネジメントセンター 主催

第27回KMCセミナーのご案内(医療編)

▶ 研修内容及び講師 ◀

『医療法人のガバナンス』

講師：鹿児島総合法律事務所 弁護士 松下 良成 先生

平成28年9月より施行された医療法では、医療法人について、**理事会の必置及び重視、役員の地位・義務・責任の明確化、運営に対する監督・抑制機能の強化等**を図る内容等が定められております。
この改正医療法が**医療法人のガバナンスに及ぼす主な法的影響**について詳細に解説していただきます。

日 時 平成29年9月9日(土) 15:00 ~ 18:00 (14:30受付開始)

会 場 宝山ホール(鹿児島県文化センター) 第3会議室(2F)

会 費 資料代 2,000円/人(関与先・セミナー会員 1,000円/人)
会費は、当日受付にてお支払ください。

お申込方法 同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
参加申込書は、当事務所ホームページからもダウンロード可能です。

お問合せ (有)KMC 事務局 099-252-7070 担当 伊集院

台風5号はゆっくりと迷走・停滞して各地に大雨をもたらしました。お見舞い申し上げます。折しも8月6日とあって、かつての8.6水害の凄まじさを思い起こしつつ自宅にこもって風雨の音を聞いた週末でした。

さて、先月の三十日、阿久根市において大村智博士（ノーベル生理学・医学賞受賞者）の『私の半生と社会貢献』と題した講演会が行われました。

大村博士は、微生物の生産する有機化合物の研究を専門とし、多くの薬の開発に携わりました。中でもアフリカなどに蔓延していた感染症の特効薬となるイベルメクチンは、今でも年間三億人もの人々に投与されています。

博士がアフリカで人々に取り囲まれている写真が紹介されていましたが、人々の笑顔は、恐ろしい病魔から解放された歓喜と薬を開発した博士への感謝に満ちあふれていて、博士の功績の大きさを雄弁に物語っていました。

市民会館を埋めた数百人の聴衆を前に、利休帽がお似合いの博士はご自身の今までの八十年の歩みを一時間半にわたって明るく時に熱く語って下さいました。

博士の研究者としての功績は、前述の通りですが経営者としても超一流であるという点に仕事柄、興味を引かれました。

財政危機に直面していた北里研究所で経営に携わることになったとき、「研究を経営する」という方針を掲げ、質の高い研究者を育て（人材育成）、産学連携により研究の成果が特許料として研究所にもたらされる仕組みを構築（資金調達）して、見事に再建を果たしました。

そして、得られた特許料をさらなる研究資金としただけでなく、社会にも成果を還元すべく病院を設立し、そこに多くの絵画を寄贈して患者や家族が心を養い生きる力を育む場としたのです。

研究者としても経営者としても、博士の生き方全般が「人の役に立つことをする」という信念に貫かれています。『人の役に立つことをしなさい』という教えは、子供の頃におばあさんに諭された教えだそうです。

「人の役に立つことをする」ためには、相手を思いやる心が肝心で、それを博士は「恕」という言葉で表していました。「恕」は、孔子が、最も大切なことは何かという問いに答えて挙げた言葉で思いやりの心をいいます。

そして、「恕」は、私達、上川路会計事務所の理念でもあります。

講演会の開催を知ったのは、ほんの偶然でした。こんな機会はめったにないから、と聴講している中で思いがけず博士が触れた恕の言葉。

雲の上の人のような博士とわずかながら共通項が見つかったようで、嬉しくなると同時に、理念として掲げるだけでなくそれを体現すべく努力をしているのか、と問われたようで心身の爽快に引き締まるひと時となりました。



猛る風貫き響く蝉の声 美恵野



編集後記

台風5号の影響により順延された第99回夏の甲子園が8日に開催されました。今年は記念大会となる第100回にあわせ、約60年活躍してきた2代目の“深紅の大優勝旗”の出番が最後となるそうです。歴代の選手達の想いが受け継がれていくように、新調される優勝旗も長く活躍して欲しいものです。毎日うだるような暑さが続き、つい気持ち滅入ってしまう時もありますが、暑さに負けず仲間と力を合わせて優勝を目指す選手達、選手と一丸となって応援している人達の姿を見て元気をもらいたいものです。

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp
URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 伊集院 赤塚 西

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

